令和８年（フ）第１６８８号
神奈川県鎌倉市材木座１丁目14番26―201号
債務者　小野　充映
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７５７号
神奈川県鎌倉市城廻501番地29
債務者　石川　雄一
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８６７号
横浜市戸塚区汲沢町1216番地１　戸塚第５ダイヤモンドマンション102号
債務者　平野　昌信
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９０１号
横浜市金沢区能見台通２番６―303号
債務者　増島　淳彦
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０１６号
神奈川県藤沢市大庭5255番地の１　湘南城山６―202
債務者　冨岡　稜平
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０４９号
横浜市保土ケ谷区川辺町34番地12　ロイヤルハイツ星川401号
債務者　水澤　良明
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４５５号
岡山市北区西古松一丁目34番９号　グランツ大元駅前101号室
債務者　北谷　祥后
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６５８号
福岡市東区名島２丁目27番26―101号　Ｃｒｅｏ名島
債務者　高橋　明香
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６６６号
福岡市西区十郎川団地12番301号
債務者　玉城　智穂
1　決定年月日時　令和８年８月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６７２号
福岡市中央区薬院２丁目13番28―802号　ネオルッソ薬院、前住所福岡県飯塚市潤野904番地427
債務者　今田　洋子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７１７号
福岡市南区大橋１丁目23番10号　ＡＳコートビル302号
債務者　橋口廣一郎
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５３号
福岡県田川市大字猪国2015番地１　桜ハイツ217号
債務者　柴田　浩司
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５７号
福岡県田川郡添田町大字庄2453番地の６
債務者　梶原　公将
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第５９号
福岡県田川市中央町５―30　ステージさんよう３―401、住民票上の住所福岡県田川郡赤村大字内田2223番地92
債務者　吉川　昌二
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６０号
福岡県田川郡福智町弁城2220番地22
債務者　谷口　恭子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６１号
福岡県田川郡福智町弁城2638番地
債務者　岡本美枝子
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６３号
福岡県田川市大字伊田4969番地　松原団地23―２―３、前住所福岡県田川市大字位登1601番地25
債務者　川崎　勇馬
1　決定年月日時　令和８年８月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
福岡地方裁判所田川支部